

特定健診・事業者健診の随時提出に係るQ&A

データ支援部
ナショナルデータベース課

目次

■ 特定健診と事業者健診の相違点

- Q1 データを作成する上での特定健診と事業者健診の相違点は何ですか？
- Q2 提出用アーカイブファイルはどのようなファイル構成で作成すればいいですか？

■ 随時提出について

- Q3 特定健診（40歳以上）と事業者健診（40歳未満）のデータを一つのファイルで提出することはできますか？
- Q4 年度内に複数回健診を受診した加入者のデータを送信することはできますか？
- Q5 送信したデータを取り消したい場合、どうすればいいですか？
- Q6 特定健診の随時提出をした場合、実績報告は不要ですか？

■ チェック条件・エラー

- Q7 外国人の氏名の記録はどうすればいいですか？
- Q8 「住所」は必須項目ですか？
- Q9 「ファイル作成機関名称」について、健康保険組合の名称が長くて入りません。
- Q10 受付エラーが発生した場合の対応方法は？
- Q11 受付エラーとなったデータを修正して再送信したところ、「すでに送信されているファイルを読み込みました」というエラーが発生しました。どうすればいいですか？
- Q12 尿検査に関する項目（「尿糖」、「尿蛋白」）で4+以上の結果が出た場合、報告時はどのように記録すればいいですか？
- Q13 質問項目18「お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度はどのくらいですか。」に対し、「⑦やめた」または「⑧飲まない(飲めない)」と回答した場合、質問項目19「飲酒日の1日あたりの飲酒量」は、どのように回答すればいいですか？
- Q14 腹囲を測定できなかった場合はどのように記録すればいいですか？

目次

■ 資格確認関係

- Q15 資格確認はどのように行っていますか？
- Q16 オンライン資格確認等システム 資格確認結果連絡書の「資格情報が存在しません」とはなんですか？
- Q17 中間サーバーの情報を修正（追加・訂正）しましたが、マイナポータルで健診情報が確認可能となるのでしょうか？
- Q18 随時提出後、加入者はマイナポータルで健診情報をいつ頃確認可能となるのでしょうか？
- Q19 オンライン資格確認等システム 資格確認結果連絡書が届きましたが、マイナポータルで健診情報の確認はできないのでしょうか？
- Q20 当組合は支部がありますが、XMLファイルに記録する保険者番号の記録方法がわかりません。

■ オンライン関係

- Q21 特定健診・保健指導システムの使い方がわかりません。
- Q22 データの暗号化は必要ですか？
- Q23 オンラインでの提出に変更する方法がわかりません。
- Q24 オンラインでの提出に変更する場合、届出の提出期限はいつですか？また、手続きにはどの程度時間がかかりますか？
- Q25 特定健診・保健指導システムのログインID・パスワードがわからなくなりました。

■ その他

- Q26 各種届出の様式はどこにありますか？
- Q27 随時提出に関する資料はありますか？

特定健診と事業者健診の相違点

Q1 データを作成する上での特定健診と事業者健診の相違点は何ですか？

A1 特定健診と事業者健診の相違点は以下のとおりです。
その他、必須項目についても異なるため、詳細はDX審査支払機構ホームページのチェック条件をご確認願います。

ファイル	項目	特定健診（随時提出）	事業者健診
提供用 アーカイブ ファイル	実施区分	特定健診情報として「1」を記録する	他の健診結果の受領分として「4」を記録する
交換用基本 情報ファイル			
健診情報 ファイル	報告区分	特定健診：「10」を記録する	事業者健診：「41」を記録する
	健診実施時の プログラム種別 （プログラム サービスコード）	000：不明 010：特定健康診査 020：広域連合の保健事業 030：事業者健診（労働安全衛生法に基づく健診） 040：学校健診（学校保健法に基づく職員健診） 060：がん検診 090：肝炎検診 990：上記ではない健診（検診） 上記のいずれかであること	000：不明 020：広域連合の保健事業 030：事業者健診（労働安全衛生法に基づく健診） 040：学校健診（学校保健法に基づく職員健診） 060：がん検診 090：肝炎検診 990：上記ではない健診（検診） 上記のいずれかであること
	CDAセクション コード	01010：特定健診検査・問診セクション	01030：事業者健診検査・問診セクション

特定健診と事業者健診の相違点

Q2 提出用アーカイブファイルはどのような構成で作成すればいいですか？

A2 以下のファイル構成で作成願います。
特定健診と事業者健診は提出用アーカイブの実施区分コードが異なるため、別に作成する必要があります。

【提出用アーカイブファイル命名規則】

NNNNNNNN 94899010 YYYYMMDD ZZZN 1.zip

保険者番号 固定 提出年月日 同一日送信回数 実施区分コード アーカイブ識別番号

(例) 保険者番号「00123456」、提出年月日「20250630」
特定健診の随時提出を行う場合のアーカイブ仕様

00123456_94899010_2025063000101_1.zip

00123456_94899010_2025063000101_1 ルートフォルダ

aix08_V08.xml 交換用基本情報ファイル

CHECKUP 健診情報ファイルフォルダ

XSD スキーマファイルフォルダ

実施区分コード

特定健診（40歳以上）の場合

「1：特定健診情報」

事業者健診（40歳未満）の場合

「4：他の健診結果の受領分」

随時提出について

Q3 特定健診（40歳以上）と事業者健診（40歳未満）のデータを一つのファイルで提出することはできますか？

A3 特定健診と事業者健診はファイルを分けて提出（送信）してください。
生年月日と健診受診日から年齢を計算し、提出用アーカイブの実施区分とチェックしているため、40歳以上と40歳未満の加入者のデータを同一ファイルで提出した場合は受付エラーとなります。

Q4 年度内に複数回健診を受診した加入者のデータを送信することはできますか？

A4 可能です。同一加入者の健診情報であっても、健診受診日が異なる場合、マイナポータル上ではそれぞれ表示されます。加入者の資格情報と健診受診日が同じ場合は、最後に送信されたデータに上書きされます。

Q5 送信したデータを取り消したい場合、どうすればいいですか？

A5 削除したいファイルの報告区分に、
特定健診であれば「**19**：提出済み健診情報（閲覧用ファイル）の削除依頼」を、
事業者健診であれば「**49**：提出済み事業者健診等情報(閲覧用ファイル)の削除依頼」を記録して送信してください。

Q6 特定健診の随時提出をした場合、実績報告は不要ですか？

A6 随時提出はマイナポータルで加入者本人等による健診情報の確認を可能とするための仕組みであるため、すでに随時提出した加入者のデータについても、実績報告が必要です。

チェック条件・エラー

Q7 外国人の氏名の記録はどうすればいいですか？

A7 **全角カタカナ**で記録してください。
また、文字コードはUTF-8を使用願います。「ー」や「・」がエラーとなることが多いため、ご留意願います。

Q8 「住所」は必須項目ですか？

A8 必須です。
原則、**健診を受診した時点での住所地**を記録してください。

Q9 「ファイル作成機関名称」について、健康保険組合の名称が長くて入りません。

A9 「ファイル作成機関名称」は最大20文字まで記録可能であるため、どちらの健康保険組合であるか判断可能な範囲で省略いただくよう願います。
(例：健康保険組合→健保組合、末尾を省略する等)

Q10 受付エラーが発生した場合の対応方法は？

A10 エラー箇所を訂正の上、再提出をお願いいたします。

DX審査支払機構ホームページ (<https://www.hpdx.or.jp/>)

⇒オンライン資格確認・データヘルス等

⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診等関係業務

(特定健診の場合)

⇒3. 随時提出業務

⇒**特定健診等データ収集システム エラーコード表**

(事業者健診の場合)

⇒4. 40歳未満の事業者健診情報の随時提出業務

⇒**特定健診等データ収集システム エラーコード表**

チェック条件・エラー

Q11 受付エラーの発生したデータを修正して再送信したところ、「すでに送信されているファイルを読み込みました」というエラーが発生しました。どうすればいいですか？

A11 随時提出では、同じ名前の提出用アーカイブファイルを複数回提出することができません。提出用アーカイブファイルの命名規則は以下のとおりであるため、同一日送信回数を変更する等、前回送信したzipファイルと異なる名称で送信してください。
また、**提出用アーカイブファイルの名称を変更した場合は、直下のルートフォルダの名称についても忘れずに修正願います。**
提出用アーカイブファイルのファイル構成については、Q2を参照願います。

【提出用アーカイブファイル命名規則】

NNNNNNNN 94899010 YYYYMMDD **ZZZ** NN X.zip

保険者番号 固定 提出年月日 同一日送信回数 実施区分コード
アーカイブ識別番号

(例) 保険者番号「12345678」、提出年月日「20250630」
特定健診の随時提出を複数回行う場合

- ・ 1回目送信分 :  12345678_94899010_20250630**000**01_1.zip
- ・ 2回目送信分 :  12345678_94899010_20250630**001**01_1.zip

チェック条件・エラー

Q12 尿検査に関する項目（「尿糖」、「尿蛋白」）で4+以上の結果が出た場合、報告時はどのように記録すればいいですか？

A12 「5:+++」で記録してください。
（厚生労働省 [特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A集](#) > 1.特定健康診査について_問2を参照）

Q13 質問項目18「お酒（日本酒、焼酎、ビール、洋酒など）を飲む頻度はどのくらいですか。」に対し、「⑦やめた」または「⑧飲まない(飲めない)」と回答した場合、質問項目19「飲酒日の1日あたりの飲酒量」は、どのように回答すればいいですか？

A13 質問項目18を「⑦やめた」「⑧飲まない(飲めない)」と回答した場合、質問項目19は回答不要です。
（厚生労働省 [特定健康診査・特定保健指導に関するQ&A集](#) > 1.特定健康診査について_問4を参照）

Q14 腹囲を測定できなかった場合はどのように記録すればいいですか？

A14 測定不能の場合はデータが存在しないことを意味する「NI」で記録してください。
なお、以下のいずれかに該当する者で、医師が必要でないと認める場合のみ省略可能です。

- ・ 妊娠中の女性その他の者であって、その腹囲が内臓脂肪の蓄積を反映していないと判断された者
- ・ BMIが20未満である者
- ・ 自ら腹囲を測定し、その値を申告した者（BMIが22未満の者に限る。）

資格確認関係

Q15 資格確認はどのように行っていますか？

A15 閲覧用ファイルに記録された①保険者番号、②記号、③番号、④枝番、⑤生年月日をもって中間サーバーに登録された加入者情報と照合を行っています。

Q16 オンライン資格確認等システム 資格確認結果連絡書の「資格情報が存在しません」とは为什么呢？

A16 提出された閲覧用ファイルに記録された資格情報と中間サーバー上の加入者情報が一致しない場合に生じるエラーとなります。主な原因としては以下のとおりです。

- 中間サーバーへの加入者情報（マイナンバー含む）の登録もれ

- 閲覧用ファイルと中間サーバーに登録されている加入者情報の記録方法が不一致

例：「10」≠「000010」（前にゼロ入力）

「10」≠「_10」（前にスペース入力）

Q17 中間サーバーの情報を修正（追加・訂正）しましたが、マイナポータルで健診情報が確認可能となるのでしょうか？

A17 中間サーバーの情報を修正するだけでは確認できません。保険者で使用しているシステムで資格情報を修正後、統合専用端末で中間サーバーに修正内容が反映しているかご確認※の上、閲覧用ファイルを送信してください。

※中間サーバーへの反映には時間を要する場合があります。

資格確認関係

Q18 随時提出後、加入者はマイナポータルで健診情報をいつ頃確認可能となるのでしょうか？

A18 受付処理及び資格確認チェックがエラーなく完了した場合、受付完了の翌営業日には確認可能となります。（※ 他の保険者の提出状況・システムの利用状況により、前後する場合があります。）

Q19 オンライン資格確認等システム 資格確認結果連絡書が届きましたが、マイナポータルで健診情報の確認はできないのでしょうか？

A19 資格確認結果連絡書に記載されているデータについては、オンライン資格確認等システムに連携されず、マイナポータルで加入者本人による確認ができません。
資格が誤っているデータを修正し再提出してください。

状況		対応方法
マイナンバー未登録 中間サーバー未登録	■ 対象者のマイナンバーが未収集又は未提出のため、中間サーバーに未登録 ■ マイナンバーに誤登録がある ■ 対象者が中間サーバーに未登録	
閲覧用ファイルと 中間サーバーの 記録の不一致	■ 資格情報が不一致・未記録 (保険者番号・記号・番号・枝番・生年月日) ■ 記録方法が不一致 例1: 「10」 ≠ 「000010」 (前にゼロ入力) 例2: 「10」 ≠ 「 10」 (前にスペース入力)	

資格確認関係

Q20 当組合は支部がありますが、XMLファイルに記録する保険者番号の記録方法がわかりません。

A20 保険者番号については、厚生労働省通知(※)より「**健診の受診者が加入している保険者の保険者番号を記録**」することとされています。

本部・支部等の組織となっている保険者は、後期高齢者支援金等を納付される保険者（本部）が他の保険者（支部）分も取りまとめて報告いただいておりますが、A組合が本部として取りまとめて提出する場合であっても、XMLファイルに記録する保険者番号は、**個々の受診者が加入する各組合の保険者番号を記録願います。**

以下の誤事例のように、加入されている保険者番号以外を記録すると、中間サーバーに記録している加入者情報と不一致となり、資格確認エラーの原因となります。この場合、オンライン資格確認等システムに連携されず、マイナポータルで加入者本人による健診情報の確認ができなくなるため、ご留意願います。

【例】A健保がA,B,C健保の閲覧用ファイルを取りまとめて提出する場合に記録する保険者番号のイメージ

(正)

A健保

【XMLデータ】
Xさん：A健保を記録
(A健保に加入)
Yさん：B健保を記録
(B健保に加入)
Zさん：C健保を記録
(C健保に加入)

中間サーバー

【加入者情報】
Xさん：A健保を登録
(A健保に加入)
Yさん：B健保を登録
(B健保に加入)
Zさん：C健保を登録
(C健保に加入)

(誤)

A健保

【XMLデータ】
Xさん：A健保を記録
(A健保に加入)
Yさん：A健保を記録
(B健保に加入)
Zさん：A健保を記録
(C健保に加入)

記録されている保険者番号と加入先の保険者番号が異なるため、**資格確認エラー**が生じる。

※「保険者が社会保険診療報酬支払基金等に随時提出する特定健康診査情報等について（保発0731第2号 令和5年7月31日一部改正）」

オンライン関係

Q21 特定健診・保健指導システムの使い方がわかりません。

A21 DX審査支払機構のホームページに「特定健診・保健指導システム操作手順書」を掲載していますので、参照願います。

操作方法等でご不明な点は、ヘルプデスク（TEL:0120-109-957）にお問合せください。

（【対応時間】9:00~17:00 土日祝、年末年始（12/29~1/3）を除く）

DX審査支払機構ホームページ（<https://www.hpdex.or.jp/>）

⇒オンライン資格確認・データヘルス等

⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診等関係業務

⇒特定健診・保健指導システム（オンライン請求システム）関係

⇒2. 特定健診・保健指導システム操作手順書

⇒**特定健診・保健指導システム操作手順書【運用】編<保険者用>**

Q22 データの暗号化は必要ですか？

A22 暗号化は不要です。

オンライン関係

Q23 オンラインでの提出に変更する方法がわかりません。(1/2)

A23 お手続きが必要となりますので、下記の届出を**毎月20日まで**にご提出願います。
なお、レセプトのオンライン請求システムを利用している端末と同じ端末※で、特定健診・保健指導システムがご利用いただけます。
※別の端末で利用する場合は、新たに電子証明書が必要となります。

○DX審査支払機構の費用決済代行業務を利用している場合

「**特定健診・特定保健指導に関する保険者変更届**」を**所在する都道府県のDX審査支払機構審査委員会事務局**へ提出願います。

○DX審査支払機構の費用決済代行業務を利用していない場合

「**オンラインによる健診等実績報告データ及び随時提出届出書**」を**DX審査支払機構本部データ支援部**へ提出願います。

DX審査支払機構での登録作業後、翌月10日頃にログインID・パスワードを送付いたします。

DX審査支払機構ホームページ (<https://www.hpdex.or.jp/>)

⇒様式集

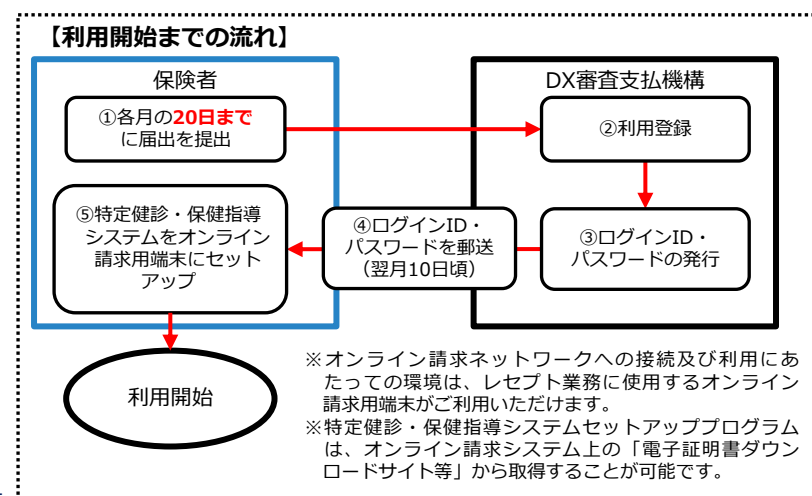
⇒保険者の方

⇒**7.特定健診・特定保健指導**

特定健診・特定保健指導に関する保険者変更届

10.特定健康診査等の実施状況結果報告等

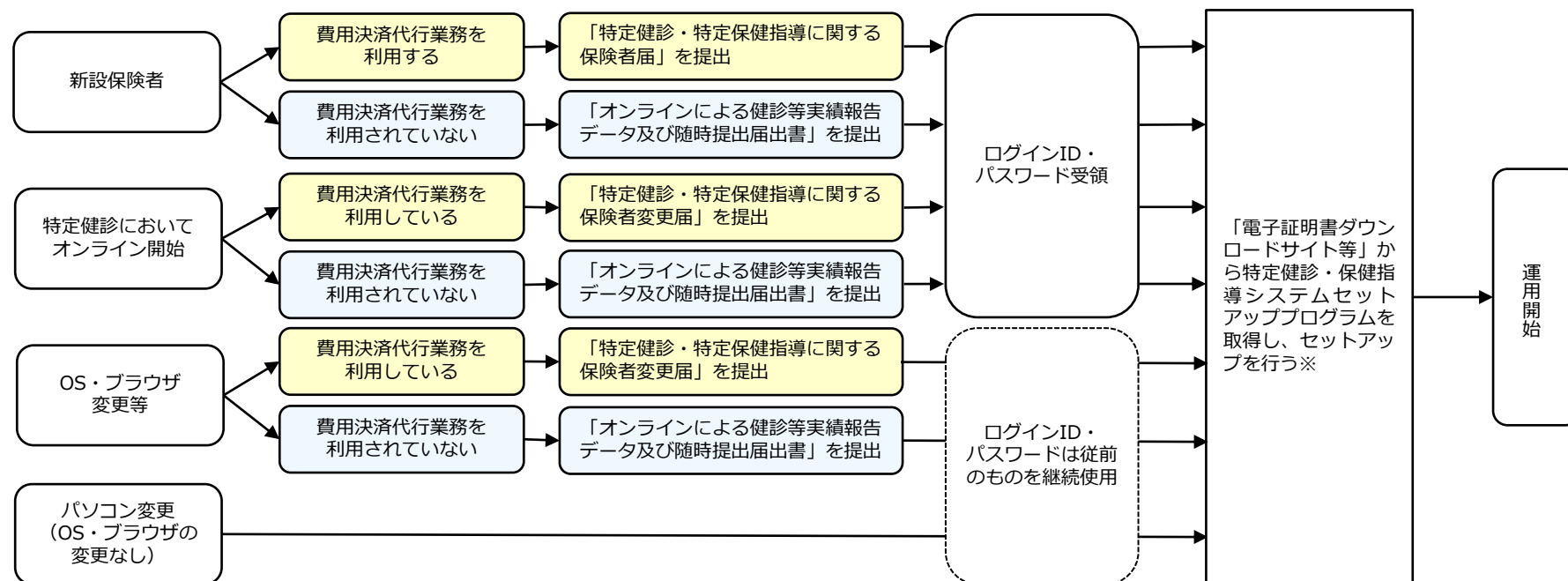
オンラインによる健診等実績報告データ及び随時提出届出書



オンライン関係

Q23 オンラインでの提出に変更する方法がわかりません。(2/2)

A23 【オンライン提出を開始するまでのフロー図】



※特定健診・保健指導システムセットアッププログラムについては、下記の手順書を参照の上、「電子証明書ダウンロードサイト等」から取得してください。

DX審査支払機構ホームページ (<https://www.hpdx.or.jp/>)

- ⇒オンライン資格確認・データヘルス等
- ⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診等関係業務
- ⇒特定健診・保健指導システム（オンライン請求システム）関係
- ⇒1. 特定健診・保健指導システムセットアッププログラム
- ⇒セットアップにあたって【ダウンロード版】
- ⇒特定健診・保健指導システムセットアップ手順書

令和6年3月まで配布していた「特定健診・保健指導システムセットアップCD-ROM 令和4年3月版」はWindows11およびWindows Server2022に対応していません。

オンライン関係

Q24 オンラインでの提出に変更する場合、届出の提出期限はいつですか？また、手続きにはどの程度時間がかかりますか？

A24 届出の締切は毎月20日です。
DX審査支払機構での登録作業後、ログインID・パスワードを翌月10日頃に発送します。特定健診・保健指導システムをセットアップしていただくことで、随時提出や実績報告がすぐに利用できるようになります。なお、セットアップの手順については「[セットアップにあたって【ダウンロード版】](#)」を参照願います。

Q25 特定健診・保健指導システムのログインID・パスワードがわからなくなりました。

A25 所在する都道府県のDX審査支払機構審査委員会事務局へご連絡ください。ログインID・パスワードの初期化または再発行処理を行います。
なお、ご連絡の前に初期パスワードが記載された下記の書類のうちいずれかがお手元にあるかどうかをご確認願います。

- 健診・保健指導ユーザ設定情報
- 健診・保健指導ユーザID・パスワード発行のお知らせ

初期パスワードが不明な場合は、DX審査支払機構にてID・パスワードの再発行を行います。

その他

Q26 各種届出の様式はどこにありますか？

A26 DX審査支払機構ホームページ上に掲載していますので、参照願います。

DX審査支払機構ホームページ (<https://www.hpdx.or.jp/>)

⇒様式集

⇒保険者の方

⇒**7.特定健診・特定保健指導**

・特定健診・特定保健指導に関する保険者変更届

10.特定健康診査等の実施状況結果報告等

・オンラインによる健診等実績報告データ及び随時提出届出書

Q27 随時提出に関する資料はありますか？

A27 DX審査支払機構ホームページ上に掲載していますのでご確認ください。
チェック条件や厚生労働省通知等も掲載していますので、参照願います。

DX審査支払機構ホームページ (<https://www.hpdx.or.jp/>)

⇒オンライン資格確認・データヘルス等

⇒特定健診・特定保健指導・事業者健診等関係業務

(特定健診の場合)

⇒**3. 随時提出業務**

(事業者健診の場合)

⇒**4. 40歳未満の事業者健診情報の随時提出業務**